



大槌町社協だより

心つなぐべし おおつち

令和2年6月1日 No.79

愛ちゃんと希望くん



ボランティア活動者数 延べ 80,538 人、ボランティア活動件数 延べ 8,604 件 (5/25 現在)

生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸し付けのご案内

- 貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯。
- 貸付限度額 1世帯 10万円以内。
必要と認められた場合には、1世帯につき20万円までの貸付も可。
- 据置期間 貸付の日から1年以内。
- 償還期間 据置期間終了後2年以内。
- 貸付利子 無利子 ※償還期間後は延滞利子が生じます。

【受付窓口・受付時間】

大槌町社会福祉協議会 〒028-1115 大槌町上町1-1 TEL0193-41-1511
午前9時～午後4時(土日祝日を除く)

◆本資金は貸付であり、償還(返済)していただく必要があります。

ボランティア保険のご案内

町民の皆様が安心してボランティア活動に取り組めるように、ボランティア活動保険をはじめ、ボランティア活動のための各種保険をご用意しております。

【ボランティア活動保険】 保険料(1名あたりAプラン350円～)

ボランティア活動保険とは、ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任などについて補償する保険です。

- ①ケガの補償・・・ボランティア本人がけがをした場合
- ②賠償責任の補償・・・第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
- ③補償期間・・・手続き完了日の翌日から令和3年3月31日まで

※ただし、自動車に起因する場合、加入者自身のケガのみ対象となります。

【ボランティア行事保険】 保険料(1名あたりAプラン1日28円～)

地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における、主催者や参加者のけが、主催者の賠償責任(主催者責任)を補償します。

- ①けがの補償・・・行事参加者(主催者(個人)を含みます。)
- ②賠償責任の補償・・・行事主催者および共催者
- ③補償期間・・・行事開催期間(加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます)

詳しくは、大槌町社協ボランティアセンターまで ☎0193-41-1555

物品貸出のお知らせ



大槌町社会福祉協議会では、自治会や団体などに物品（イベント用、作業用、レク用品）の貸出をしています。地域でイベントなどを行う際にご活用ください！！

◆貸出物品

（例）バーベキューコンロ、かき氷機、臼、杵、綿あめ機、たこ焼き器
テント、長机、パイプ椅子、ポップコーン機、草刈り機、スコップ
マイクカラオケ 等

※そのほかにもイベント用品、作業用品等いろいろありますので、お問い合わせください



受付日時：月～金曜日 8:30～17:15

注意：貸出期間は最長 1 週間です。



お願い：使った後はきれいにして返却するようお願いします。

【お問合せ先】大槌町社協ボランティアセンターまで ☎0193-41-1555

車いすの貸出を行っています

大槌町社会福祉協議会では、「車いす」の貸し出しを行っています。

一時的に、外出や通院等で必要となる方は、ご相談ください。

※貸出期間は最長 1 週間です。

【お問合せ先】大槌町社会福祉協議会 ☎0193-41-1511



お問合せ先：大槌町社協ボランティアセンター
0193-41-1555

この広報紙は、岩手県共同募金会から配分を受けて作成しています。